



令和5年3月1日（水）
【照会先】
青森労働局労働基準部
賃金室長 八木澤 朋宏
室長補佐 嘉賀 昭子
（電話）017 - 734 - 4114（直通）

報道関係者 各位

青森県電気機械器具製造業最低工賃の改正

～引上率は、7.57%～

青森県電気機械器具製造業最低工賃の改正については、本日（令和5年3月1日）付で公示（官報に掲載）され、改正後の最低工賃は別表のとおりとなり、令和5年5月1日から効力が発生することとなりました。

- 1 令和4年度の青森県電気機械器具製造業最低工賃の改正については、令和5年1月23日に、青森地方労働審議会〔会長 小俣勝治（おまたかつじ）〕から青森労働局長〔高橋 洋（たかはし ひろし）〕に対して答申が行われました。
青森労働局長は、答申の内容についての異議申出の公示を行いました。申出期日（2月7日）までに異議申出は提出されなかったことから、異議申出に関する審議会は開催されませんでした。
- 2 改正の内容は、
工賃額を、3品目3工程5規格について、100単位（本・端子・回・個）ごとに、それぞれ80銭～36円52銭引き上げる（引上率7.57%）となっています。（別表のとおり）
- 3 青森労働局では、青森県電気機械器具製造業最低工賃の改正について各種広報活動を行い、委託者及び家内労働者に広く周知を図ることとしています。

参考 家内労働・最低工賃について

1 家内労働制度の概要

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法等に基づく施策を行っています。

家内労働者とは、通常、自宅を作業場として、メーカーや問屋などの委託者から、部品や原材料の提供を受けて、一人または同居の親族とともに、物品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取る人をいいます（いわゆる内職）。

2 最低工賃制度の概要

最低工賃とは、厚生労働大臣または都道府県労働局長が審議会の意見に基づき、委託者が家内労働者に支払うべき工賃の最低額を定めるもので、最低工賃が決定されると、委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

また、最低工賃額に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。

なお、最低工賃は、地域（都道府県）別、業務別に定められています。

3 青森県の最低工賃

青森県においては、次の3業種の最低工賃が設定されています。

(1) 電気機械器具製造業

①最低工賃業務内容

シールド線の端末加工、コネクタ差し及びアルミ電解コンデンサーの外観検査の3品目の業務

②最新効力発生年月日

令和3年5月1日【令和5年5月1日改正発効】

③家内労働者数 189人（令和4年10月1日現在）

(2) 男子・婦人既製服製造業

①最低工賃業務内容

男子既製服製造業に係る背広上衣、ズボンのまとめ又は、婦人既製服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務

②最新効力発生年月日

令和4年4月1日

③家内労働者数 292人（令和4年10月1日現在）

(3) 和服裁縫業

①最低工賃業務内容

反物から裁断し、手縫いで仕上げる和服裁縫業に従事する家内労働者に適用し、振袖・留袖・長着・羽織・浴衣等12品目の仕立ての業務

②最新効力発生年月日

平成15年5月1日

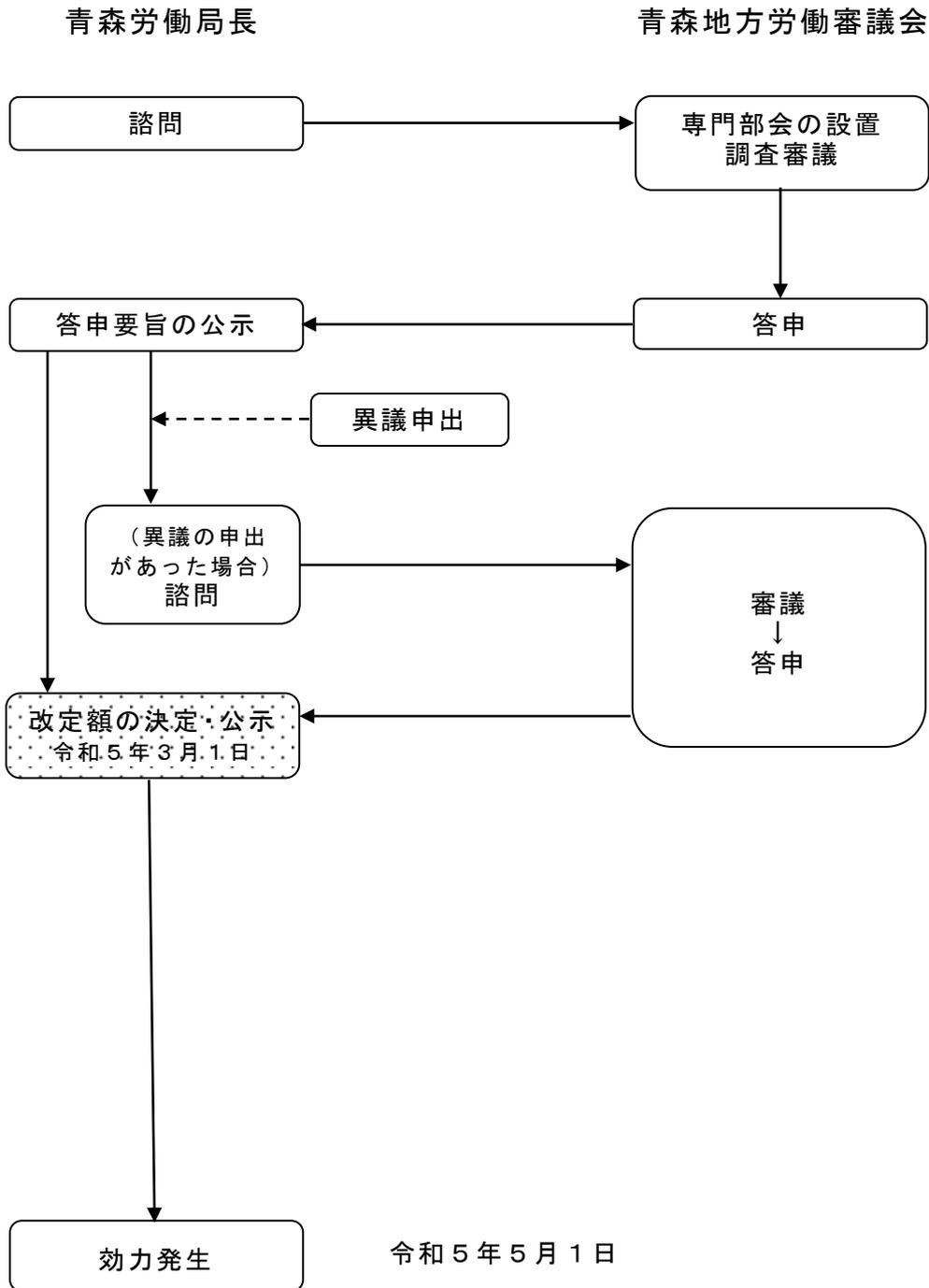
③家内労働者数 31人（令和4年10月1日現在）

青森県電気機械器具製造業最低工賃引上げ表

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格		現行最低工賃額	改正後最低工賃額	
				(令和3年5月1日発効)	(令和5年5月1日発効)	
				金額	金額	引上げ額
シールド線	端末加工（シールド線をよじり、かつ、芯線をむき出し、よじり、ハンダ付けを行うことをいう）			100本につき 482円39銭	100本につき 518円91銭	36円52銭
コネクター	差し （コンタクトをインシュレータに差し込むことをいう）	1端子ごとに差すもの		100端子につき 26円45銭	100端子につき 28円45銭	2円00銭
		連続端子となっているもの		100回につき 56円84銭	100回につき 61円14銭	4円30銭
アルミ電解 コンデンサー	目視による完成品外観検査	テーピング状で 行うもの	自動検査済みの もの	100個につき 10円59銭	100個につき 11円39銭	80銭
		バラ状で行うもの		100個につき 18円82銭	100個につき 20円24銭	1円42銭

青森県電気機械器具製造業最低工賃決定の仕組み



注) 最低工賃の効力発生は、①官報公示の日から起算して30日を経過した日(法定発効)、②官報公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日(指定発効)と規定されており、青森県電気機械器具製造業最低工賃においては、②の指定発効としています。